

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱及び雇用保険法施行規則第110条の3第1項第1号への規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する告示案要綱



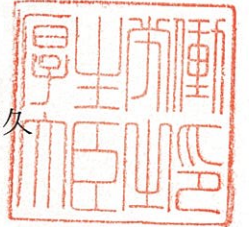
厚生労働省発職 0327 第 4 号

平成 27 年 3 月 27 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙 1 「雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」及び別紙 2 「雇用保険法施行規則第 110 条の 3 第 1 項第 1 号への規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要

綱【予算成立後施行分】

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 労働移動支援助成金制度の改正

受入れ人材育成支援奨励金について、早期雇入れ支援コースを創設し、再就職援助計画等の対象者を早期に期間の定めのない労働者として雇い入れた場合に、一人あたり三十万円を助成するものとする。と。

二 高年齢者雇用安定助成金制度の改正

高年齢者活用促進コースについて、次のように改正するものとする。

- (一) 労働力の需給の状況を勘案して特に労働力の確保を図る必要があると認められる分野に係る事業を営む事業主については、支給上限額として六十歳以上の被保険者の数に二十万円を乗じて得た額とされているものを三十万円を乗じて得た額に引き上げるものとする。

- (二) (一)の事業主の場合は、実施に要した費用の額を百万円とみなすこととする定年の引上げ又は継続雇

用制度の導入の措置について、要件となる年齢を七十歳以上から六十七歳以上へ緩和するものとする  
こと。

### 三 トライアル雇用奨励金制度の改正

安定的な就職を促進する必要がある者として厚生労働大臣が定めるものを雇い入れた場合には、当該  
労働者一人につき月額五万円を支給するものとする。

### 四 教育訓練受講者支援資金融資事業の創設

雇用保険法施行規則第一百一条の二の七第二号に規定する専門実践教育訓練を受けている者の当該訓練  
の受講を容易にするための資金の貸付けに係る保証を行う一般社団法人又は一般財団法人に対して、当  
該保証に要する経費の一部補助を行うものとする。

### 五 (略)

### 六 人材確保等支援助成金制度の改正

中小企業労働環境向上助成金を職場定着支援助成金に名称を変更し、個別中小企業助成コースを次の  
とおり改正するものとする。

- (一) 助成対象事業主を中小企業以外へ拡大すること。
- (二) 雇用管理制度導入助成の対象にキャリア形成上の課題及び職場における問題の解決を支援するための措置を追加し、助成額を次のとおり見直すこと。
  - イ 体系的な処遇の改善等の措置 十万円
  - ロ 能力の開発及び向上を図るための措置 十万円
  - ハ 医師による健康診断等の措置 十万円
  - ニ キャリア形成上の課題等の解決を支援するための措置 十万円
- (三) 雇用管理制度導入後の離職率に係る要件を達成した場合に、六十万円の追加支給を行う目標達成助成を創設すること。

## 七 キャリアアップ助成金制度の改正

- (一) 正規雇用等転換

平成二十八年三月三十一日までの間は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者を正規雇用労働者として雇い入れた場合の加算額を対象労働者一人につき三十万円とするものとする。

## (二) 短時間正社員への転換等

イ 有期契約労働者等の勤務地限定正社員若しくは職務限定正社員への転換又はその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の勤務地限定正社員若しくは職務限定正社員としての雇入れを実施するための制度を整備し、労働者に対し適用した事業主に対し、三十万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主の場合は四十万円）を支給するものとする。

ロ 有期契約労働者等の勤務地限定正社員若しくは職務限定正社員への転換又はその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の勤務地限定正社員若しくは職務限定正社員としての雇入れを実施する事業主に対し、対象労働者一人につき十五万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主の場合は二十万円）を支給するものとする。

ハ 平成二十八年三月三十一日までの間は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者を勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員として雇い入れた場合の加算額を対象労働者一人につき十五万円とするものとする。

## (三) (略)

(四) 処遇改善

イ 雇用形態別・職種別等の有期契約労働者等について賃金を一定の割合以上で増額した事業主に対し、対象労働者一人につき四千元（中小企業事業主の場合は五千元）を支給するものとする。

ロ 平成二十八年三月三十一日までの間は、次のとおり支給額を引き上げるものとする。

(イ) 全ての有期契約労働者等について賃金を一定の割合以上で増額する措置を講じた場合の支給額  
対象労働者一人につき二万円（中小企業事業主の場合は三万円）

(ロ) 雇用形態別・職種別等の有期契約労働者等について賃金を一定の割合以上で増額する措置を講じた場合の支給額  
対象労働者一人につき一万円（中小企業事業主の場合は一万五千元）

八 障害者雇用促進助成金制度の改正

障害者雇用促進助成金を障害者雇用促進等助成金とすること。

(一) 重度知的・精神障害者職場支援奨励金について、次のとおり改正するものとする。

イ 障害者（障害者のうち、身体障害者、重度でない知的障害者、発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者）である六十五歳未満の求職者を、公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により、継



続して雇用する労働者として雇い入れる事業主を支給対象に加えるものとする。

ロ 職場支援員を委嘱している事業主又は職場支援員の業務を委託している事業主を支給対象に加えるものとする。

ハ 職場支援員を委嘱した事業主に対しては、委嘱の回数に一万円を乗じて得た額を支給するものとする。

ニ 職場支援員の業務を委託した事業主に対しては、委託に係る障害者の数に一月につき、短時間労働者以外に係るものについては、三万円（中小企業事業主にあつては、四万円）を乗じて得た額、短時間労働者に係るものについては、一万五千元（中小企業事業主にあつては、二万円）を支給するものとする。

(二) 障害者職場適応援助促進助成金を創設し、次のとおり支給するものとする。

障害者（障害者のうち、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者、

難病患者、その他職場適応援助者による援助が特に必要であると認められるものに限る。）である六

十五歳未満の労働者に対し、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が、作成又は承認した職

場適応援助計画に基づき、職場適応援助者による支援を実施できると都道府県労働局長が認める事業主に対し、次に掲げる額を支給するものであること。

イ 訪問型職場適応援助者が支援を実施した日数に一万六千円を乗じて得た額（一日における支援が四時間未満の場合にあつては、八千円）

ロ 企業在籍型職場適応援助者の援助を受ける者の数に一月につき、短時間労働者以外に係るものについては、六万円（中小企業事業主にあつては、八万円）を乗じて得た額、短時間労働者に係るものについては、三万円（中小企業事業主にあつては、四万円）を乗じて得た額

ハ その雇用する労働者に職場適応援助者となるための研修を修了させた場合にあつては、その研修に要した費用に二分の一を乗じて得た額

(三) 障害者職場復帰支援助成金を創設し、次のとおり支給するものとする。

その雇用する被保険者のうち、その雇入れ後に、その障害により、三箇月以上の療養及び職場適応措置が必要とされた障害者（障害者のうち、身体障害者、精神障害者（発達障害のみがある者を除く）、高次脳機能障害者及び難病患者に限る。）に対する職場適応措置に関する計画を都道府県労働

局長に対して提出し、当該計画が当該障害者の復職を促進するものであると認められる事業主に対して、職場適応措置の対象となる者一人につき、五十万円（中小企業事業主にあつては、七十万円）を支給するものとする。

九〇十一（略）

十二 障害者職業能力開発助成金を創設し、次のとおり支給するものとする。

障害者のうち、長期間の教育訓練が必要であると公共職業安定所長が認める六十五歳未満の求職者に対する障害者職業能力開発訓練の事業に関する計画を、都道府県労働局長に対して提出し、認定を受けた事業主等に対して、次に掲げる額を支給するものとする。

- (一) 障害者職業能力開発訓練の事業を行うための施設又は設備の設置又は整備に要した費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が五千万円を超えるときは、五千万円）
- (二) 障害者職業能力開発訓練の事業を行うための施設又は設備の更新に要した費用の額に四分の三を乗じて得た額（その総額が一千万円を超えるときは、一千万円）
- (三) 障害者職業能力開発訓練事業の運営を行う事業主については、次に掲げる額の合計額

イ 障害者職業能力開発訓練の事業の運営に要した費用の額を当該障害者職業能力開発訓練を受講した障害者の総数で除して得た額（以下「一人当たり運営費用額」という。）に四分の三を乗じて得た額（その額が一月につき十六万円を超えるときは、十六万円）に当該障害者職業能力開発訓練を受講した障害者（重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者及び就職が特に困難であると公共職業安定所長が認める障害者（ロにおいて「重度障害者等」という。）を除く。）の数を乗じて得た額

ロ 一人当たり運営費用額に五分の四を乗じて得た額（その額が一月につき十七万円を超えるときは、十七万円）に当該障害者職業能力開発訓練を受講する重度障害者等の数を乗じて得た額

## 第二 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正

### 一 建設労働者確保育成助成金制度の改正

(一) 認定訓練（賃金助成）コースについて、助成対象となるキャリア形成促進助成金のメニューを追加すること。

(二) 雇用管理制度コースの改正

イ 助成対象事業主を中小建設事業主以外へ拡大すること。

ロ 雇用管理制度導入助成の対象にキャリア形成上の課題及び職場における問題の解決を支援するための措置を追加し、助成額を次のとおり見直すこと。

(イ) 体系的な処遇の改善等の措置 十万円

(ロ) 能力の開発及び向上を図るための措置 十万円

(ハ) 医師による健康診断等の措置 十万円

(ニ) キャリア形成上の課題等の解決を支援するための措置 十万円

ハ 目標達成助成を創設すること。(離職率の目標を達成した場合に六十万円、離職率及び入職率の目標を達成した場合に百二十万円)

(三) 若年者に魅力ある職場づくり事業コースについて、次のとおり改正するものとする。

イ 助成対象を中小建設事業主、中小建設事業主団体以外へ拡大すること。(経費助成率二分の一)(中小建設事業主、中小建設事業主団体にあつては、三分の二)

ロ 「女性の入職・定着」を促進するための対象メニューを追加すること。

- (四) 建設広域教育訓練コースについて、広域的な職業訓練を実施する職業訓練法人への経費助成を拡充すること。(規模五万人以上の職業訓練を行う場合の助成上限額(一億五百万円)を創設)

### 第三 その他

- 一 この省令は、公布の日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置等を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うものとする。

雇用保険法施行規則第一百条の三第一項第一号への規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する告示案要綱

題名を「雇用保険法施行規則第一百条の三第一項第一号へ及び第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」に改めるものとする。

雇用保険法施行規則第一百条の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者をおり定めるものとする。

一 母子及び父子並びに寡婦福祉法第六条第一項に規定する配偶者のない女子であつて、二十歳未満の子若しくは雇用保険法施行規則別表第二に定める障害がある状態にある子又は同項第五号の精神若しくは身体の障害により長期にわたつて労働の能力を失っている配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）を扶養しているもの

二 児童扶養手当法第四条第一項に規定する児童扶養手当の支給を受けている児童の父

この告示は、公布の日から適用するものとする。